

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	医療センター
監査の種類	令和元年度 定期監査（元監第81号 令和元年12月26日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和2年3月19日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 支出事務 旅費に係る支出事務において、算定に誤りのある例が認められた。	令和2年 3月19日
2 契約事務 契約事務において、いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	令和2年 3月19日
意見又は要望とする事項	
1 特定事項（内部統制の見直しについて）	令和2年 3月19日
2 特定事項（診療収入に係る未収金対策について）	令和2年 3月19日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 支出事務</p> <p>旅費に係る支出事務において、算定に誤りのある例が認められた。</p> <p><b>【事例1】総務課</b></p> <p>※ 附属機関の院外委員による市の区域内の地域の旅行に対して支給すべき旅費の額については、「いわき市職員等の旅費に関する条例」及び「いわき市職員等の旅費の支給に関する規則」を適用し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされている。</p> <p>令和元年6月5日に開催された第1回地域医療支援病院委員会出席に係る院外委員に対する旅費の支給については、旅行経路決定の一般的な基準に基づく最も経済的な経路及び方法により、「四ツ倉駅～いわき駅」区間の鉄道賃と「いわき駅前～医療センター入口」区間の路線バス運賃によるべきところ、「三丁目～平南町」及び「平南町～医療センター入口」区間の路線バス運賃により算定していた。</p> <p><b>【事例2】総務課</b></p> <p>※ 附属機関の院外委員による市の区域内の地域の旅行に対して支給すべき旅費の額については、「いわき市職員の日額旅費の支給に関する規則」を適用し、交通機関に支払った実費額を支給することとされている。</p> <p>令和元年5月14日に開催された第1回研修管理委員会出席に係る院外委員に対する旅費の支給については、「四ツ倉駅～いわき駅」区間の鉄道賃と「いわき駅前～医療センター入口」区間の路線バス運賃によるべきところ、鉄道賃のみとして算定していた。</p>	<p><b>【事例1】〔指摘事項が発生した原因〕</b></p> <p>旅費の算定に当たっては、最も経済的な通常の経路及び方法とすることを認識していたものの、確認が十分ではなかったことから生じたものであります。</p> <p><b>【事例1】〔措置した内容〕</b></p> <p>指摘のあった旅費の算定誤りについては、対象者に説明し、適正な支給額に改めるよう過払い分の戻し入れを行いました。</p> <p>今後は、関係例規等を確認することはもとより、算定内容のチェック体制を強化し、適切な事務執行に努めてまいります。</p> <p><b>【事例2】〔指摘事項が発生した原因〕</b></p> <p>旅費の算定に当たっては、交通機関に支払った実費額とすることを認識していたものの、確認が十分ではなかったことから生じたものであります。</p> <p><b>【事例2】〔措置した内容〕</b></p> <p>指摘のあった旅費の算定誤りについては、対象者に説明し、適正な支給額に改めるよう不足分の追加支給を行いました。</p> <p>今後は、関係例規等を確認することはもとより、算定内容のチェック体制を強化し、適切な事務執行に努めてまいります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p><b>【事例3】医療センター看護専門学校</b></p> <p>※ 院外講師による市の区域内の地域の旅行に対して支給すべき旅費の額については、「いわき市職員等の旅費に関する条例」及び「いわき市職員の日額旅費の支給に関する規則」を適用し、私有自動車を使用した場合は、目的地までの最短経路の距離に基づき、条例等に定める車賃を支給することとされている。旅費の算定にあたり、院外講師に実際の交通手段を確認しているが、車賃を支給すべき者に対しても、一律に公共交通機関を利用したものとして算定していた。</p> <p><b>【事例4】医療センター看護専門学校</b></p> <p>※ 院外講師による市の区域内の地域の旅行に対して支給すべき旅費の額については、「いわき市職員等の旅費に関する条例」及び「いわき市職員の日額旅費の支給に関する規則」を適用し、交通機関に支払った実費額を支給することとされている。平成31年4月分の院外講師に係る旅費については、旅行日数が1日であるにもかかわらず、2日分として算定していた。</p> <p>(総務課、医療センター看護専門学校)</p>	<p><b>【事例3】〔指摘事項が発生した原因〕</b></p> <p>旅費の算定に当たっては、私有自動車を使用した場合、目的地までの最短経路の距離に基づく車賃とすることを認識していたものの、確認が十分ではなかったことから生じたものであります。</p> <p><b>【事例3】〔措置した内容〕</b></p> <p>指摘のあった旅費の算定誤りについては、対象者に説明し、適正な支給額に改めるよう過払い分の戻し入れを行いました。</p> <p>今後は、関係例規等を確認することはもとより、算定内容のチェック体制を強化し、適切な事務執行に努めてまいります。</p> <p><b>【事例4】〔指摘事項が発生した原因〕</b></p> <p>旅費の算定に当たっては、交通機関に支払った実費額とすることを認識していたものの、確認が十分ではなかったことから生じたものであります。</p> <p><b>【事例4】〔措置した内容〕</b></p> <p>指摘のあった旅費の算定誤りについては、対象者に説明し、適正な支給額に改めるよう過払い分の戻し入れを行いました。</p> <p>今後は、関係例規等を確認することはもとより、算定内容のチェック体制を強化し、適切な事務執行に努めてまいります。</p>
<p>2 契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 教育用パソコンシステム賃貸借に係る契約事務について、いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置については、契約書の定期的なチェック等により、漏れの防止に努めていたところではありますが、教育用パソコンシステム賃貸借に係る契約書については、内容のチェックが十分ではなかったことから、所要の規定が漏れたものでありま</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>たつては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。</p> <p>(医療センター看護専門学校)</p>	<p>す。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>当該契約については、必要な措置を規定するため、変更契約を締結したところであります。</p> <p>今後は、チェック体制を更に強化し、適切な事務執行に努めてまいります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 特定事項（内部統制の見直しについて）</p> <p>医療センターにおいては、平成 30 年 12 月の新病院の開院にあたり、各部門での業務が正確で安全に運用されるため、部門ごとに基本方針や業務内容、業務フロー等をまとめた「いわき市医療センター部門運用計画（第 1 版）」を策定し、院内で共有するなど、業務の見える化に取り組んでいるところである。</p> <p>一方で、事務部門においては、担当者間での引継ぎは行われているものの、特に財務事務に関する共通の業務マニュアルの整備や共有は行われておらず、また、病院事業における規程には市と取扱いが異なる規定もあることから、決裁過程を含め誤りが生じやすい環境にある。実際に、今回の定期監査において、規程や事務取扱の認識及び確認不足等からおこる事務処理の誤りや、取扱いが統一されていない例が散見された。また、医療センターにおいては、医療従事者に対する取り組みを中心に働き方改革への対応を進めているところであるが、事務職員の月平均超過勤務時間は、新病院への移転により業務量が増大した平成 30 年度には、他の職種と比べ最も多く、平成 28、29 年度についても医師に次いで多いなど、事務職員の超過勤務時間の縮減に向けた取り組みも課題である。</p> <p>「いわき市病院事業中期経営計画（2017～2020）」においては、重点施策の一つとして「職員のコンプライアンス意識の向上」を掲げており、財務に関する事務が適正に行われることは、病院運営に対する信頼の確保に必要な不可欠なものであるとともに、そのための仕組みを整えることにより、不適切な事務処理を防ぐだけでなく、事務の効率化と職員の負担軽減が図られ、時間外勤務の縮減にも繋がり、働き方改革の推進も期待できるもの</p>	<p>病院運営に当たっては、常に事務執行の適正化や効率化を進めていかなければならないものと認識しており、「職員のコンプライアンス意識の向上」等を重点施策に位置付けた中期経営計画の各種取組みについては、毎年その状況を評価するとともに、今後のあり方等を検討しているところであります。</p> <p>病院事業においては、地方公営企業法等の規定に基づき、会計規程や契約規程、職務権限規程等を独自に制定しており、会計や契約等の財務事務については、市が作成している各種手引き等を参考としてその執行に当たっているところではありますが、市の手引き等と病院の取扱いが一部異なっており、新たに異動してきた事務職員に対するそれらの周知が十分ではなかったことから、事務処理の誤りや時間外勤務等の職員負担が生じやすい状況にあったものと考えております。</p> <p>現在、医療センターにおいては、新病院建設事業を推進しており、平成30年12月に当センターを開院したところではありますが、今後においては、敷地内駐車場や院内保育所を整備し、令和 2 年度末のグランドオープンを予定していることから、より効率的・効果的な病院運営に取り組むため、令和 3 年度以降の組織体制について検討している状況にあること、また、現行の中期経営計画が令和 2 年度までを計画期間としていることから、令和 3 年度以降を計画期間とする新たな計画の策定についても検討しているところであります。</p> <p>このため、病院運営の適正化・効率化に向けた規程や事務執行の見直し等については、組織体制の見直しや新たな中期経営計画の策定作業と一体的に検討することとし、令和 2 年度内を目途に、必要となる改善を図る考えであります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>である。</p> <p>については、マニュアルの整備による業務の可視化とその定期的な見直しを行うとともに、チェックシートの活用など、チェック機能の効率化と強化を図り、併せて、現行の規程について、解釈の統一や、実務にそぐわない内容となっているものについては、職務権限の見直しも含め、法令等との整合に留意のうえ改正の必要性を検討するなど、事務の適正な執行を確保し、効率性を高める仕組み（内部統制）の見直しをされることを望むものである。</p> <p>2 特定事項（診療収入に係る未収金対策について）</p> <p>医療センターにおいては、平成 29 年度に策定した「いわき市病院事業中期経営計画（2017～2020）」の基本方針のひとつ「良質な医療の提供を支える医療従事者の確保と育成」について、とりわけ医師の招聘に力を入れてきた結果、ここ数年における常勤医師数は年々増加しており、診療体制の充実に向け、取組みの成果が徐々に表れてきているところである。また、平成 30 年 12 月の新病院の開院により医療機能の充実も図られたが、公立病院の使命である良質な医療の提供を将来にわたり継続して行うためには、安定した経営基盤の確立に向けた収入の確保も併せて必要である。</p> <p>このため、収入の確保についても、中期経営計画の重点施策に位置付けて取り組んできたところであるが、高度医療を提供する医療機関として患者一人当たりの診療単価が増加傾向にあることや、医師の応召義務などから、医療費等における未収金は年々増加している。</p> <p>そのような中、未収金対策は市民負担の公平性の観点からも大きな課題であるが、公営</p>	<p>未収金の取扱いに当たっては、これまで徴収嘱託員による臨戸訪問などによる回収や、その発生を防止するための医療費負担限度額認定申請の助言などを行ってきたところであります。</p> <p>また、会員として参加している全国自治体病院協議会や全国公立病院連盟においても、未収金への対応については議論されておりますが、確たる対策が見当たらないのが現状となっております。</p> <p>このような中、実現可能な取組みとして、現金の手持ちのない方などの利便性を高めるため、プロポーザル方式を活用して取扱い業者を選定し、医療費のクレジット払いシステムを導入しているほか、令和 2 年 4 月 1 日施行の改正民法により、一定の範囲に属する不特定の債務を対象とする保証契約締結の際には書面で極度額の設定も併せて必要とされたことから、入院申込書における医療費の支払いに係る連帯保証人についても極度額を設定し、医療費の確実な回収に努めることといたしました。</p> <p>さらには、未収金のある患者が有料個室利用の申込みをした場合や救急外来を受診した場</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>企業である医療センターの運営には、企業として経済性を発揮する必要があることから、費用対効果も十分に考慮し、効果的な取組みを効率的に行うことが求められる。</p> <p>未収金の対策としては、これまでも、専任の徴収嘱託員を配置し、臨戸訪問等による回収を行うほか、未収金を発生させないための取組みも併せて実施するなど、平成28年度に策定された「市債権管理方針」や「市債権管理標準マニュアル」に基づき様々な対策を講じてきたところであるが、未収金の回収には多大な労力を要するため、その発生を未然に防止する対策が重要であることから、関係部署との連携をさらに強め、引き続き、現在実施している取組みの徹底強化に努めるとともに、新たな取組みについても検討されたい。</p> <p>また、未収金の徴収については、「いわき市債権管理推進本部」における協議等、定期的に自己評価や分析、見直しを行うとともに、督促等について標準マニュアルの様式を積極的に活用するほか、民間事業者等の活用について情報収集に努めるとともに、現在は限定的な取扱いとしている連帯保証人に対する請求や、法的措置についても検討するなど、「市債権管理方針」や「市債権管理標準マニュアル」に基づく未収金対策をさらに進められることを望むものである。</p> <p style="text-align: right;">(医事課)</p>	<p>合に、未収金の更なる増加を防ぐため、医事課が連絡を受け、支払い方法の確認をするなどの対策を検討しております。</p> <p>今後とも、債権管理推進本部と協議しながら、医事課における徴収マニュアルの見直しのほか、費用対効果を十分に考慮しながら、保証会社等の民間事業者の活用や法的措置についても引き続き検討してまいりたいと考えております。</p>